生駒市訓令甲第1号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月12日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第20条(見出しを含む。)中「秘書課長」を「秘書広報広聴課長」に改め、 同条に次の2号を加える。

- (3) 広報活動の連絡調整に関すること。
- (4) 市政に関する陳情及び要望等の処理手続に関すること。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第44条(見出しを含む。)中「高齢福祉課長」を「高齢施策課長」に改め、 同条第4号中「こと」の次に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同 条に次の2号を加える。

- (5) 包括的支援事業の調査研究に関すること。
- (6) 軽易な地域包括支援センターとの調整に関すること。

第46条第12号及び第13号を削る。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 生駒市職員被服貸与規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第5号)の一部 を次のように改正する。 第2条第2号中「下水道管理課、下水道推進課」を「下水道課」に改める。 別表第1中「広報広聴課」を「秘書広報広聴課」に改める。

別表第2中「下水道管理課、下水道推進課」を「下水道課」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第3条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程(昭和59年12月生 駒市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、下水道管理課長及び下水道推進課長」を「及び下水道課長」に改める。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。